# 第3節 ごみ処理に関する課題

本市では、環境負荷の少ない循環型社会の構築や焼却施設の老朽化、本市内の最終処分場問題を背景として、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざし、ごみの減量・資源化に積極的に取り組んできました。特にごみ焼却量については、平成2年度(1990年度)からの「ごみダイエット運動」の展開、平成8年度(1996年度)に策定した「ごみ半減計画」の推進などを経て、令和元年度(2019年度)は平成2年度(1990年度)から約60%減の約30,000トンとなりました。

本計画の策定時は、令和6年度(2024年度)末をもって名越クリーンセンターの焼却を 停止した後、新たに建設したごみ焼却施設で処理する計画でした。

しかし、新たなごみ焼却施設の建設に向けた施設建設候補地の周辺住民との協議が平行線をたどり、名越クリーンセンターの焼却停止期限が迫る中、改めて最適なごみ処理体制について検討を行うこととしました。

全国の自治体におけるごみ処理の現状は、ごみの減量・資源化策が進みごみ総排出量が減少したことにあわせて焼却施設の数も減少するとともに各施設稼働率に余剰が生じています。県内においても同様の傾向にあります。

また、本市のごみ処理体制を取り巻く環境は、本計画策定時には想定できなかった燃やすごみを分別せずに混合ごみのまま処理する新たな資源化技術の確立とともに、地球温暖化対策が世界的に加速している中で、パリ協定が締結されたこと、本市が SDGs 未来都市として選定されたことなど、大きく変化しています。

本市の将来を検討する上では、人口減少や資源化に関する技術の向上などから燃やすご みの量が相当減少すると予測されること、地球温暖化への対応、市の財政状況等を踏まえ た多角的な観点から検討する必要がありました。

検討の結果、資源化技術の向上により焼却量の減少が可能となっている状況から、計画していた焼却施設を建設せずにごみの減量・資源化を進め、燃やすごみについては広域連携又は民間施設の活用により処理する方が焼却施設を建設するよりも環境面、費用面で優位となりました。

また、国は、平成 31 年(2019 年) 3月に、3Rの推進などによるごみの排出量の減少に加え、人口減少の進行によりごみの排出量のさらなる減少が見込まれること、廃棄物処理施設における担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大等の課題に対応するため、ごみ処理の広域化や民間活用を含めたごみ処理施設の集約化を進める方向性を示しました。

広域連携によるごみ処理については、逗子市・葉山町との協議が整い、令和2年(2020年)8月に広域実施計画を策定しました。

このことから、本計画策定時に計画していた焼却施設を建設せずにさらなるごみの減

量・資源化を進め、燃やすごみについては、令和7年度(2025年度)以降、広域実施計画 に基づき逗子市の既存焼却施設を中心に処理を行います。

安定的なごみ処理体制を構築するため、ゼロ・ウェイストを目指した新たなごみの減量・ 資源化施策を確実に推進すること及び逗子市、葉山町と広域実施計画に沿って着実に事業 を進めることが必要となります。

引き続き、ごみの減量を進めるため、これまでのごみ処理に関する現状把握や従来の課 題に加えて、新たな減量・資源化施策、広域連携の推進、食品ロスや使い捨てプラスチッ クの削減という新たな施策を実施し、取り組むべき課題をまとめました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、テレワークによる勤務形態や テイクアウトでの食事など新たな生活様式が進み、自宅で過ごす時間が増えたことから、 家庭系燃やすごみとともにカン・ビン、ペットボトル、容器包装プラスチックなどの資源 物や粗大ごみが増加傾向にある一方、事業系燃やすごみは減少傾向にあります。今後、排 出されるごみや資源物の量や質について状況把握をするとともに、その影響を注視しなが ら施策を講ずる必要があります。

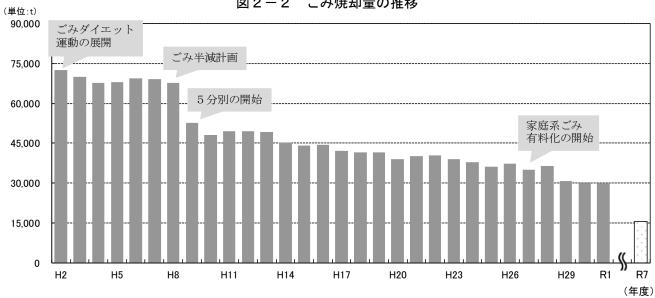


図2-2 ごみ焼却量の推移

#### ごみの減量・資源化に関する課題

#### (1) 家庭系ごみ

## ① リデュース、リユースの市民生活への浸透

平成 15 年度(2003 年度)以降、家庭系ごみの発生量は減少しており、1人1日当 たりの排出量(発生原単位)も同様に年々減少していましたが、新型コロナウイルス 感染症対策による新たな生活様式などにより、令和2年(2020 年)2月以降微増し、 令和2年度(2020年度)も増加傾向が続いています。また、発生原単位では、令和元 年度(2019年度)県内平均 638gに対し、本市は 637gとなっています。

日常生活の中で使う様々な製品は、もともとは天然の資源を使って作られています。

「便利だから」、「安く買えるから」という理由で、大量に消費し、大量に廃棄すると 将来、資源が足りなくなることが考えられます。また、ごみを燃やしたときに発生す る二酸化炭素は、地球温暖化の大きな原因にもなっています。

リサイクルするにも少なからず環境負荷がかかり、また、リサイクルやごみ処理に は多くの経費がかかります。

平成 26 年(2014 年)に実施したごみ減量・資源化を進めるための 3 Rの取組の重要度に関する市民アンケート調査結果では、「リデュース」が約 46%、「リユース」が約 16%、「リサイクル」が約 38%となっていますが、環境負荷やごみ処理の効率性を考慮すると、 3 Rの中でも特に 2 R(リデュース、リユース)の意識をさらに浸透していくことが重要となります。

循環型社会形成推進基本法においても、3Rの優先順位はリデュース、リユース、 リサイクルの順となっています。

2Rの普及に当たっては、100円均一などの低価格ショップの普及やインターネットによる流通の多様化、新しい商品の購入・所有にこだわらないレンタルやシェアなど、モノに対する新たな価値観の変化を踏まえることも大切です。

リユースについては、市の不用品登録制度のほか、フリーマーケットやインターネットオークション、リサイクルショップなど民間の活動が徐々に拡大しつつあるものの、さらにリユースをより身近に感じ、具体的な行動につながるような取組を実施する必要があります。

さらに、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となっている中、環境負荷の低減を図るため、本市は平成30年(2018年)10月に「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、使い捨てプラスチックのリデュース、リユースの取組を強化することとしました。国においても、令和元年(2019年)5月に「プラスチック資源循環戦略」を公表し、令和2年(2020年)7月から「レジ袋の有料化」を導入するなど、使い捨てプラスチックの削減に向けた機運が高まっており、これまで実施してきたレジ袋の利用廃止やペットボトル等使い捨てプラスチックの使用を極力控えるよう呼び掛けるなど啓発をより充実させる必要があります。

#### ② 食品ロスの削減

国連創設 70 周年を迎えた平成 27 年 (2015 年)、193 の加盟国は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を全会一致で採択し、17 の目標とその具体な 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」を掲げました。

食品ロスについては、「2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」こととして、SDGsの目標として定められています。

世界の食料廃棄量は、年間 13 億トンで、人の消費のために生産された食料の 3 分の 1 を廃棄しているとのことです。一方で、世界では 8 億人もの人が飢えや栄養不足で苦しんでいます。

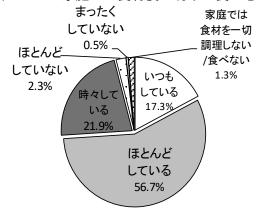
日本では、家計における食費は消費支出の中で4分の1を占めています。食料自給率 (カロリーベース) は 37%で、食料の多くを海外からの輸入に依存している中で、食品ロスは年間 600 万トンを超え、国連世界食糧計画 (WFP) による食料援助量の約 1.6 倍の量の食料が捨てられています。

このような状況の中で、我が国でも令和元年(2019年)10月に食品ロス削減推進法が施行され、食品ロスを削減していくための基本的視点として、一人ひとりが食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことや、食べることのできる食品は廃棄することなく、できるだけ食品として活用することが示されました。

本市においても燃やすごみの中に手つかず食品が多く廃棄されているという現状から、家庭での計画的な食材の購入、保存、調理の工夫を普及啓発するとともに、食べ物を無駄にしない意識の浸透を図ることが必要です。

また、未利用食品の活用を図るためのフードバンク活動は、重要な取組であることから、食品関連事業者とフードバンクとのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブのさらなる推進を図ることが必要です。

図2-3 家庭での食材使い切り・食べきりの心がけ



資料:「ごみ減量・リサイクルに関する 市民アンケート結果」(平成 26 年度 (2014 年度))



写真:燃やすごみとして排出された手つかず食品 「家庭系ごみ質組成調査」(平成26年度(2014年度))

## 〈コラム:食品ロスの削減ワークショップ>

市民、市内食品関連事業者の方を対象に、家庭や店舗における食品ロス削減に向けたワークショップを開催しました。

講演では、食を大切にする精神や、栄養を考えた計画的な食材の購入について学んだ後、食べ物の無駄をなくすためにどうすれば良いかを話し合いました。食材の工夫について参加者同士の発見があり、食育などの食の伝承が大切であることや、店舗でのメニューの工夫や鎌倉らしいドギーバッグの推進などのアイディアが提案されました。



写真: ワークショップの様子 (平成 26 年度 (2014 年度))

#### ③ 生ごみの減量

燃やすごみの約5割を占める生ごみの減量に向けて、生ごみ処理機の購入者に対し てその購入費の一部を助成する「生ごみ処理機購入費助成制度」を実施しており、他 市と比較して高い助成率で普及促進を図ってきました。また、平成24年(2012年)7 月からは、市役所で一部の生ごみ処理機を直接購入できる制度を開始し、平成 27 年度 (2015年度) 末の普及率は推計で19.1%となりましたが、家庭系ごみの有料化開始か ら年数が経過し、ここ数年購入台数が減少しており、令和元年度(2019年度)末の普 及率は推計で17.6%です。

令和2年度(2020年度)に入ってから、新型コロナウイルス感染症対策による新た な生活様式やレジ袋有料化の開始に伴い、生ごみ処理機の需要が拡大しています。

今後は、この状況を踏まえ、生ごみ処理機のさらなる普及促進を図るとともに、生 ごみの約8割が水分であるため、引き続き、水切りの周知徹底を図ります。

制度名	生ごみ処理機購入費補助制度	生ごみ処理機直接販売制度	
	(平成3年(1991年) 1月~)	(平成 24 年 (2012 年) 7月~)	
	各自で機器を購入後、申請書に領収書を添	非電動型の一部の機器は、市役所ごみ減量	
	えて市に提出。後日、指定口座に助成額を	対策課で購入可能。購入後、市の契約業者	
<del>1</del> 917 <del>2015</del>	振込み。	から自宅に配送。(令和元年度(2019 年度)	
概要	<助成率(上限4万円)>	現在4機種対象)	
	非電動型…購入額の 90%	<購入額>	
	電動型…購入額の 75%	市販価格の1割程度	

表2-5 生ごみ処理機の助成制度概要

#### ④ 分別の徹底

本市はこれまで、ごみの分別収集及び資源化を積極的に推進しており、市民の協力 を得て、リサイクル率は人口10万人以上の市町村の中で全国トップレベルを維持して います。

また市民アンケート調査結果でも、96.4%が「きちんと分別している」、「ほぼ分別 している」と回答しており、分別に対する市民の非常に高い意識がうかがえます。

「家庭系ごみ質組成調査」において、有料化実施前 後で燃やすごみの資源物混入割合が平均約 26%から 一旦約13%まで減少しましたが、平成30年度(2018) 年度) は再び 20%台となっていることから、分別の 徹底を図る必要があります。地区により数値に差があ り、混入率が高いところも見受けられます。また、ミ ックスペーパーや容器包装プラスチック、製品プラス チック等の品目については、分別が分かりにくいとい

家庭系燃やすごみの中の 図2-4 資源物の混入割合 紙類 7.2% チック類 7.1% 布類: その他 その他の 燃やすごみ 7.3% 32.0%

生ごみ 46.4%

資料:「家庭系ごみ質組成調査結果」 (平成30年度(2018年))

う意見も多くいただいています。周知に当たっては、近年の有料化等の実施を踏まえて、「資源物とごみの分け方・出し方」パンフレットで写真等による具体例を掲載して解説するとともに、今後も分かりやすい周知を図っていく必要があります。

#### (2) 事業系ごみ

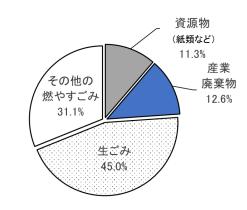
## ① 適正排出の徹底

本市の焼却施設に搬入される事業系燃やすごみのうち、約24%が資源物や産業廃棄物(プラスチック類など)となっており、家庭系燃やすごみの中の資源物の混入割合約21%と比較するとやや高い混入率となっています。

事業活動に伴い、ごみを一定量以上排出する多量排出 事業所に対しては、「減量化及び資源化計画書」の市へ の提出を義務付けるとともに、毎年度現地調査を実施し、 発生抑制や分別について指導を行ってきました。

また、平成25年(2013年)1月から自走式コンベア ごみ投入検査機を導入し、ごみの展開検査を強化すると ともに平成28年(2016年)7月から廃棄物発生抑制等 啓発指導員による事業者に対する訪問指導を行うこと により、令和元年度(2019年)のごみ焼却量は、基準 年度の平成26年度(2014年度)と比較して約14.6%削減されています。しかし、依然として資源物等の混入が 見受けられるため、引き続き、排出事業者等への適正排 出の指導を継続していくことが重要です。

図2-5 事業系燃やすごみの中の 資源物等の混入割合



資料:「事業系燃やすごみ組成調査結果」 (平成29年度(2017年度))

#### ② 食品ロスの削減

国は、「食品ロスの基本的な方針」において、消費者や食品関連事業者、マスコミ、消費者団体、地方公共団体等に求められる役割と行動を掲げ、食品ロス削減の取組を進めるに当たっては、それぞれが自らの役割と行動を理解して実践するとともに、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」視点が重要であるとして、次のとおり記載されています。

- 食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で 取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」とい う視点が必要である。
- 消費者や食品関連事業者等が本方針に掲げる「役割と行動」を理解し、実践する と同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消 費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品

関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

○ このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。

本市には、飲食関連事業者が約1,300者あり、食品ロスの削減に向け、外食時の食べきりについて事業者及び消費者双方に意識の普及を行うとともに、市民から要望の多い小盛りメニューの導入、持ち帰りの浸透等について飲食業者と協力し、検討していく必要があります。

#### ③ 生ごみの減量、資源化

平成12年(2000年)から食品リサイクル法が施行され、令和元年(2019年)7月には、同法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(以下「食品リサイクル法に基づく基本方針」という。)において、食品リサイクルの優先順位や業種別のリサイクル目標が定められたことにより、食品リサイクルが進んでいるものの、食品卸売業、食品小売業、外食産業と、流通経路の川下に向かってリサイクル率は低くなっており、目標が達成されていない状況です。

県内では食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者が少なく、受け入れ可能な 民間事業者が近隣になかったことから、市内事業所においては、生ごみの資源化の事 例は少数です。

また、多量排出事業所には事業系大型生ごみ処理機の補助制度の活用を呼びかけ、 生ごみの資源化を指導してきましたが、採算性などの課題もあり、導入件数があまり 増加していないため、引き続き、対応策を検討していく必要があります。

今後は、近隣に新たな登録再生利用事業者が整備されたことを踏まえ、誘導策を検 討していく必要があります。

事業系の食品リサイクルが進まない理由として、国の中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の「今後の食品リサイクル制度のあり方について」の報告書では、登録再生利用事業者の処理手数料が市町村の処理手数料よりも高額であることをあげており、「市町村においては、事業系一般廃棄物の処理は排出事業者が責任を有することに鑑み、原価相当の処理手数料を徴収することが望ましい。」とされました。これを受けて、食品リサイクル法に基づく基本方針が示され、再生利用の促進のための措置として、処理に係る原価相当の料金徴収の推進が位置付けられたことから、事業系ごみ処理手数料について見直す必要があります。

## ④ 生ごみ以外の資源化

昨今の資源化技術の発展は目覚ましく、これまで実証実験段階であった縦型乾式メタン発酵事業のように混合ごみを対象とした資源化技術が実用化され、燃やすごみの全量を縦型乾式メタン発酵により処理する自治体も現れています。今後は、混合ごみを確実に処理することが可能な処理事業者を選定するための手続を進める必要があります。

#### ⑤ 拡大生産者責任に基づくごみの減量、適正処理

市民アンケート調査によると、家庭ごみの発生抑制を行うためには、簡易包装や量り売りなど包装の少ない商品を取り扱うスーパー、店舗を広めることが大切であるとの意見が最も多く挙げられました。また、拡大生産者責任に基づき、生産者に対して、製品・容器の耐久性の向上、修理実施体制の充実、使用済み製品の引き取り、リサイクルの推進などについて求めていく必要があります。

# 2. 3 Rの推進に向けた情報発信に関する課題

#### (1) 情報ツールの活用

これまで、市の広報紙「広報かまくら」やホームページ、SNS を活用した情報発信、 ごみの情報紙「鎌倉ごみ減量通信」での啓発のほか、自治・町内会における説明会、 支所等でパネル等を展示する「ごみダイエット展」やクリーンステーションの排出指 導等を実施してきました。

市民アンケート調査結果からは、ごみに関して市民が得ている情報源は「広報かまくら」が最も多く、次いで市のパンフレット等であり、全体的には紙媒体が多いようです。一方で、インターネットの浸透やスマートフォンの普及など情報ツールが変化しており、若年層に対して従来の行政の広報では啓発が不足していることから、令和元年(2019年)9月からアプリケーション「LINE」を活用して資源物とごみの出し方・分け方や収集日などの情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」の本格運用を開始しました。引き続き、誰もが情報を得られるような情報ツールの多様化を図り、若年層の興味関心を引くように内容を工夫していくことが必要です。

<コラム:若年層対象ワークショップ> 鎌倉女子大学のご協力のもと、ごみに関す る情報発信や身近なリユースの取組につい て、ワークショップを行いました。

SNSの活用やごみの手選別体験、タレントの起用など、興味関心を引く方法や利便性を踏まえた、若年層ならではのアイディアをいただきました。



写真: ワークショップの様子(平成 26 年度(2014 年度))

# (2) 情報内容の充実

#### ① 市民への啓発

啓発においては、写真や画像の活用による誰もが分かりやすい情報提供のほか、ご みの減量・リサイクルなどのアイディアの紹介、2R(リデュース、リユース)に重 点をおいた3Rに関する情報発信、リサイクルの意義や疑問について解説するなど、 内容の充実に努めていく必要があります。

## ② 環境教育の充実

本市はこれまで、市内の保育園児、幼稚園児及び小中学校の児童生徒を対象に、紙芝居やゲーム、スライドを用いた出前講座や、処理施設の見学をあわせた学習などを 積極的に行いました。

3 Rの取組の実践、ライフスタイルへの定着へとつなげるためには、幼少期からの 啓発や処理施設見学といった体験型の啓発が効果的と考えられることから、今後とも 教育現場と連携し、環境教育の充実を図る必要があります。

# ③ 事業者への啓発

事業系ごみの多くは、排出事業者が収集運搬業者と契約して処理しています。細かい分別区分は契約ごとに異なっているため、市では分別の概要を周知しました。

しかしながら、事業者アンケート調査結果や事業所のごみ減量ワークショップの意見によると、排出事業者に情報が行き届いていないという実態があることから、分かりやすい分別マニュアルの作成や、業種別にごみ減量の取組事例を紹介するなど、適正処理につながるきめ細やかな情報提供が必要です。

<コラム:事業所のごみ減量ワークショップ> 市内事業者を対象に、事業所からのごみ減量を 考えるワークショップを開催しました。

飲食店や医療・福祉など様々な業種の方にご参加いただき、事業者内の分別意識の向上、紙ごみの分別などの共通の課題や、紙おむつなど業種独自の悩みなどについて活発に意見交換が行われ、通常業務であまり気にしない「ごみ」の情報共有の場としてご好評いただきました。



写真: ワークショップの様子(平成 26 年度 (2014 年度))

# 3. 循環型社会形成のためのごみ処理体制に関する課題

#### (1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築

令和2年(2020年)8月に広域実施計画を策定し、2市1町におけるごみ減量・資源化策や新たな役割分担、将来のごみ処理体制のあり方などを示しました。広域連携による安定的なごみ処理体制の構築に向けて、2市1町において事業の推進や計画の進行管理等を確実に進めるための連携・協議を行う必要があります。

#### (2) ごみ処理経費の削減

本市におけるごみ処理経費は、神奈川県の平均を大きく上回っており、平成30年度 (2018年度)市民1人当たりのごみ処理経費が18,578円で19市中第1位です。

その経費の内訳として、1人当たりの収集運搬費が9,507円で19市中第1位、中間処理費が6,175円で19市中第8位、最終処分費が2,852円で19市中第1位、その他が44円で19市中第3位となっています。

この要因として、本市は谷戸など入り組んだ地形が多く収集効率が良くないこと、中間処理後の焼却残さ・不燃残さの全量を溶融固化処理していることや、多くの品目を資源化処理していることに伴う収集運搬や中間処理の経費が生じていることが挙げられます。

平成12年(2000年)3月に鎌倉市一般廃棄物最終処分場への埋め立てを終了した後、新たな処分場の整備が困難な状況にあるため、引き続き、全量溶融固化・資源化処理体制を維持することになりますが、収集運搬や中間処理の効率的な運用、見直しによって、ごみ処理経費の軽減を図る必要があります。

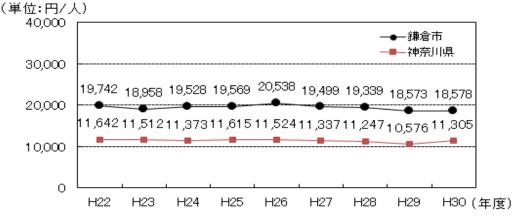


図2-6 本市のごみ処理経費の推移と神奈川県平均との比較

経費は、処理費及び維持管理費を計上 資料:神奈川県一般廃棄物事業の概要

#### (3) 適正処理やリサイクルに向けた支援

#### ① 社会状況への対応

本市はこれまで、日々のごみの排出が困難な高齢者や障害者の負担を軽減し、衛生

的な生活環境の保持や高齢者の福祉の増進を図るため、市職員が戸別訪問してごみや 資源物の収集を行い、安否確認を行う「声かけふれあい収集」を実施しており、近年 対象者数が増加しています。(令和元年度(2019年度)実績対象 522世帯 624人)

超高齢社会の到来や行政サービスの向上などを考慮し、一般家庭における高齢者や障害者等の弱者に対する収集体制のあり方を検討する必要があります。また近年、買い物に出かけることが困難な高齢者等を中心に、コンビニやスーパーによる配達サービスは拡大していく傾向があり、配達サービスの流通販売過程における発生抑制は、日常的なごみの減量に寄与する可能性があります。

		平成27年	令和2年	令和7年推計
	高齢化率	(2015年)	(2020年)	(2025年)
		30.4%	31.1%	31.7%
内	65~74歳	14.9%	13.3%	11.0%
訳	75歳以上	15.5%	17.8%	20.7%

表2-6 本市の高齢化率の推計

資料:「第3次鎌倉市総合計画 資料編」実積は1月1日現在

# ② 新たな資源化の推進

本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」をめざし、植木剪定材、布団・畳、木くず、製品プラスチックの資源化など、他市に先駆けて積極的に資源化を推進してきました。

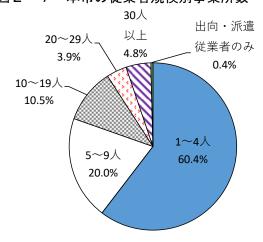
新たな資源化品目として、生ごみは家庭系ごみの半分を占めており、国も食品循環 資源の再生利用を促進する中で、ゼロ・ウェイストを実現するため資源化を図ること は必要不可欠です。本市の土地事情を考慮すると大規模な施設整備を図ることが困難 なことから、大規模な設備が不要な好気性微生物を活用した施設の整備を図ることと し、引き続き、最適な施設の整備方法の検討とともに施設候補地の周辺住民の理解を 得て着実に進める必要があります。

また、紙おむつは、環境省が資源化ガイドラインを公表し、今後も超高齢社会が進む中で使用量の増加が見込まれることから、引き続き、最適な処理手法等について検討する必要があります。

#### ③ 小規模事業所への対応

本市は小規模事業所が多く、事業所アンケート調査からも「事業系ごみとしてまとめるほど量が多くない(家庭系ごみとして出している)」という意見があり、統計上も従業員数が1~4人の小規模事業所が最も多くなっています。事業系ごみの自己責任による処理を明確にしたうえで、適正処理

図2-7 本市の従業者規模別事業所数



資料:「経済センサス活動調査」(平成 28 年 (2016 年))

の推進に向けた取組を検討する必要があります。

# 4. 環境負荷の低減に関する課題

「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(策定手法編)」(平成 29 年(2017年) 3月 環境省)の算定方法をベースに市域における温室効果ガス排出量を推計すると、平成 30 年度(2018年度)における市域全体の排出量のうち、全体の約 1.2%が廃棄物の焼却を対象とする廃棄物部門から排出されています。地球温暖化防止の取組を進めるためには、廃棄物の収集運搬、中間処理、資源化の過程で発生する温室効果ガスの抑制を図る必要があります。

# 5. 市民、事業者、滞在者及び行政とのパートナーシップに関する課題

パートナーシップ事業の一環である鎌倉市廃棄物減量化等推進員制度においては、 推進員が廃棄物の減量・資源化の地域社会のリーダーとしての役割を担い、また市民、 事業者、市とのパイプ役として、情報の共有や意見交換、啓発や排出指導などを実施 しています。

また、市は3Rを推進する自治・町内会への奨励金制度の実施や、NPO法人等の市民団体と連携し、ごみの減量・資源化のイベントや周知を図るとともに、事業者に対しては、商工会議所や同業者組合、商店街などの関係団体への説明会やチラシでの周知などを行っています。

今後とも、市民、事業者、行政が各主体の役割分担に基づいて積極的に行動するような気運を高めていくとともに、情報の共有や協力により、それぞれの取組をつなげ、さらなる協働の強化を図っていくことが重要です。

さらに、現在、新型コロナウイルス感染症対策の観点から観光客が減少していますが、今後、規制が緩和され海外からの観光客が増加することを見据え多言語表示を加えて、引き続き、滞在時にごみの持ち帰りを呼びかける必要があります。市外からの通勤・通学者についても、ごみの持ち帰りや発生抑制、本市における分別ルールの徹底などの協力を促すことが必要です。

表2-7 延入込観光

	延入込観光客数 (千人)
<b>— N</b> = = <b>/</b> = = <b>/</b> = = = <b>/</b> = <b>/</b> = = <b>/</b> =	
平成22年(2010年)	19,486
平成23年(2011年)	18,111
平成24年(2012年)	19,743
平成25年(2013年)	23,083
平成26年(2014年)	21,956
平成27年(2015年)	22,926
平成28年(2016年)	21,285
平成29年(2017年)	20,424
平成30年(2018年)	19,871
令和元年度(2019年)	19,022

資料:「神奈川県入込観光客調査報告書」